

社会福祉法人聖和むつみ会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和むつみ会(以下「法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等に支給する報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員等は次の通りとする。

ア 役員 定款第15条第1項に規定する役員

イ 評議員 定款第5条に規定する評議員

ウ 評議員選任・解任委員 定款第6条第2項に定める委員会の委員

(報酬の支給等)

第3条 役員等への報酬は、一人当たりの各年度の総額が10万円を超えない範囲で、別表に定めるとおり支給する。なお、理事会、評議員会において書面決議が行われた場合には、理事会、評議員会に出席したものとみなす。

2 報酬の支給は、活動の日に支給するものとする。なお、希望する場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、施設職員である役員等には支給しない。

(費用弁償等)

第4条 前条に定める報酬の他に、役員等が会議に出席、監事監査への出席、理事長の要請により出張した場合等に別表に定める額を費用弁償として支給する。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員の議決を経て改廃することができる。

附 則 この規程は、令和4年6月24日評議員会の議決後から適用する

1. この規程は、令和3年6月18日評議員会の議決後から適用する
2. この規程は、令和2年3月30日評議員会の議決後から適用する
3. 平成26年4月1日制定の役員等報酬に関する規程は廃止する

別表

1 役員の報酬(1人)

名 称	報 酬 (日額)	備考
理事会・評議員会 出席	10,000円	
監事監査出席	10,000円	
入札立会、その他業務の ため出勤	10,000円	

2 評議員

名 称	報 酬	備考
評議員会への出席	10,000円	
入札立会、その他業務の ため出勤	10,000円	
監事監査指導報酬等	10,000円	

3 評議員選任・解任委員会委員

名 称	報 酬	備考
委員会への出席	10,000円	